

第1回 泉佐野総合教育会議 議事録

1. 日 時 平成27年7月13日（月）午後2時00分

2. 場 所 泉佐野市役所5階 理事者控室

3. 出席者

構 成 員	市 長	千代松 大耕
	教育長	中藤 辰洋
	委 員	北浦 秀樹
	委 員	南 一早枝
	委 員	畑谷 扶美
	委 員	山下 潤一郎
	委 員	中村 スザンナ
	委 員	赤坂 敏明

事務局及び関係職員

地域連携担当理事	中下 栄治
教育総務課長	樫葉 浩司
教育総務課教職員担当参事	茶谷 由孝
学校教育課長	明渡 賢二
学校教育課人権教育担当参事	東 壽美雄
政策推進課長	松下 庄一
教育総務課主幹	北庄司 俊明

4. 議 題

- (1) 泉佐野市総合教育会議の運営について
- (2) 大綱の策定について

5. 議事の経過

(午後2時00分開会)

茶谷教育総務課教職員担当参事

定刻になりましたので、只今から平成27年度第1回泉佐野市総合教育会議をはじめさせていただきます。

本日の会議の進行を務めさせていただきます、教育委員会教育総務課教職員担当参事の茶谷でございます。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、7名の方から傍聴の申込みがありました。会議の運営については、本日の議案でお諮りすることとなっておりますが、法律においても原則公開となっておりますので、傍聴を許可したいと思います。また、報道1社より、冒頭の写真撮影の申し込みがありましたので、これについても許可したいと思います。

はじめに、千代松市長から開会にあたり、ご挨拶をお願いします。

千代松市長

教育委員会の皆様方におかれましては、平素から泉佐野市の教育行政の充実及び発展のために大変なご尽力を賜り、心から感謝を申し上げます。

教育委員会の皆様に担っていただいております教育分野においては、今日の少子化・核家族化・情報化などの進展や長引く不況の影響で、学校や子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、教育に対する考え方や価値観も多様化するなか、さまざまな要因が絡み合っている教育課題は深刻かつ複雑化しています。このような変化の激しい現代社会を生きぬく子どもたちには、確かな学力と体力、豊かな感性を持つなど、たくましく未来を切り拓くことのできる「生きる力」の育成が、ますます重要になってきており、学校・家庭そして地域社会全体で、子ども達の育成に取り組むことが求められており、行政として総合的に取り組んでいくことが必要であると考えております。

本市では平成25年9月に「泉佐野市教育行政基本条例」を制定しました。内容については、教育は、まちづくりの基礎であり、市の最重要課題であるという認識のもと、教育委員会だけでなく、市長も連携協力して課題解決に当たっていかうというものであり、総合教育会議の設置の位置づけと趣旨を同じくするものと思われま。

本日は、第1回の泉佐野市総合教育会議となります。これまでも教育委員会の皆様方とは様々な対話、協力のもと取り組んでまいりましたが、このたび、泉佐野市としても法的な位置付けのもとで、皆様方と一緒に議論を深める場ができたということは、大変、意義深いことであると思ってい

ます。どうか、教育委員会の皆様方と私ども市長部局が力をあわせて、問題意識を共有し、子ども達のために、様々な施策を進めていく、本日はその第一歩となりますことを心から期待をして、私の挨拶とさせていただきますと思います。よろしくお願ひします。

茶谷教育総務課教職員担当参事

千代松市長 ありがとうございます。

それでは、第1回目の会議ですので、教育委員会の皆様、自己紹介をお願いします。

(各委員：自己紹介)

茶谷教育総務課教職員担当参事

続いて、事務局及び関係職員からも自己紹介をお願いします。

(事務局：自己紹介)

茶谷教育総務課教職員担当参事

皆さんもご存じのとおり、昨年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、本年4月1日から施行されました。

法改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等、制度の抜本的な改革を行うこととされております。

本日開催しております「総合教育会議」はその重要な柱の一つで、市長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることを可能とすること等をねらいとしております。

本日は法に基づく第1回目の会議となりますので、まず会議の進め方をお諮りしたうえで、教育行政の大綱の策定の協議・調整をお願いいたしたいと考えております。

それでは会議事項に入ります。

次第に沿いまして、「2. 泉佐野市総合教育会議の運営について」、事務局から説明をお願いします。

檜葉教育総務課長

「2. 泉佐野市総合教育会議の運営について」資料2、3、4をもとに説明をさせていただきます。まず資料2をご覧ください。

本資料は、総合教育会議にかかる概要及び留意事項について、文部科学省からの通知をもとに作成したものです。

1. 本会議の位置付けについてです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、教育に関する予算

の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的として、本会議の設置が義務付けられました。

市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場でございまして、地方自治法で定める附属機関には当たりません。

市長及び教育委員会は、会議で協議・調整し、合意した方針のもとに、それぞれが所管する事務を執行することが位置付けられています。双方が合意をした事項については、互いにその結果を尊重するということになっていますが、調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づきながら、それぞれが判断することとなっています。

2. 会議の運営等についてです。

招集は、市長が行うとなっておりますが、必要に応じて教育委員会から会議の招集を求めることも規定されています。

構成員は、法律で、市長及び教育委員会と規定されています。

必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有するものを召集し意見を聴くことができるとなっております。

会議は原則として公開、ただし個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあるとき、公益上必要があるときは、非公開とすることと規定されています。

具体的に非公開と想定される事例といたしまして、いじめなどの個別事案により関係者の個人情報保護する場合、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助対象の選定など、意思決定前に情報を公開すると公益を害することが想定される場合が例示されています。

議事録を作成し公表することに努めなければならないと規定されており、ホームページ等を活用し、基本的には公開をしていきたいと考えています。

会議の具体的運営に関し必要な事項は、総合教育会議で定めることとなっており、招集手続きや議題の提示、傍聴や議事録の作成について規定した「総合教育会議設置要綱」（案）を資料3でお示ししています。この後内容をご説明させていただきますので、ご審議頂きたいと思っております。

3. 協議事項、協議・調整事項についてです。

市長又は教育委員会が特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うこととなっており、「調整」「協議」の意味合いについて記載しています。

協議すべき事項として、大きく3点位置付けられております。

1点目が後程、詳しく説明をさせていただきます「大綱」の策定に関する協議、

2点目が教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策の協議。

重点的に講ずべき施策として、想定される事項として、学校施設の整備等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する市長と教育委員会が調整することが必要な事項、幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援など、市長と教育委員会と

の事務連携が必要な事項などが、例示されています。

3点目に児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置の協議。想定される事項を記載させていただいています。

児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項として①いじめ問題により児童・生徒等の自殺が発生した場合、②通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合などが示されています。

児童・生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態に該当する事項として、①災害の発生により、校舎の倒壊など防災担当部局と連携する場合、②災害発生時の避難先での児童・生徒等の授業を受ける体制、また生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合、③犯罪多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生じるおそれがある場合、④いじめによる児童・生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法第28条に規定がございます重大事態の場合などが示されています。

協議すべきでない事項といたしまして、本会議は、市長と教育委員会が特に協議が必要であるとした事項について協議を行う場であることから、教育委員会が所管する事務の重要事項全てを協議調整するという趣旨ではないとされています。

教科書の採択や個別の教職員の人事など、政治的中立性が高い事項は協議すべきでないとしていますが、教科書採択の方針、教職員の人事の基準については、調整の対象にはならないものの、協議することは考えられる。としています。

また、日常の学校運営に関する些細な事項などについては協議すべきではないとされていますが、予算措置や政策判断を要するような事項は、協議、調整の対象となる。としています。

次に資料3の泉佐野市総合教育会議設置要綱案について条ごとに説明させていただきます

第1条では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、泉佐野市総合教育会議を設置する旨の規定をしています。

第2条では、召集に係る手続きを規定しており、第1項で、市長が会議を召集するにあたり、開催日時・場所を通知することを規定、第2項では、会議は原則公開となりますので、開催日時・場所・議題と、傍聴の可否、傍聴定員について規定しています。

第3条では、議題について、市長又は教育委員会が提案し、事前に事務局において調整することを明記しています。

第4条では、会議の傍聴について規定しており、会議の傍聴の手続き、定員を超えた場合の決定方法、傍聴することができないもの、禁止事項、違反した場合の措置等について規定しています。

第5条は、議事録に関するもので、非公開とした部分を除き、遅滞なく議事録を作成し、公表することを規定し、第2項で議事録の記載事項について明記し、第3項で、市長及び教育長が議事録の内容を確認の上、署名する旨を規定しています。

第6条では、本会議の事務局は、教育委員会事務局教育総務課に置く旨を規定しています。会議の事務局は、市長が総合教育会議を設け、招集するとしていることに鑑み、市長部局で行うことが原則となっていますが、地方自治法の規定に基づき、各自治体の実情に応じて教育委員会事務局に

委任又は補助執行させることが可能となっており、本市では補助執行により、事務局を教育委員会事務局教育総務課に置くこととしますが、市長部局とも連携を密にし、事務の執行を行ってまいります。

第7条では、この要綱に定めるもののほか、会議の開催及び議事の運営に関し必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って定めることを規定しています。

なお、附則につきましては、ご審議頂き、ご承認頂きましたら、本日7月13日からの施行とさせていただきますと考えています。

資料4につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律のうち、総合教育会議に係る部分を抜粋し添付させていただいております。

茶谷教育総務課教職員担当参事

只今の事務局からの説明がありました総合教育会議について、及び泉佐野市総合教育会議設置要綱の内容について、ご質問ご意見等はございますでしょうか。

ございませんか。皆様よろしいでしょうか。

それでは、『泉佐野市総合教育会議設置要綱』につきましては、この内容で進めることについて、よろしいでしょうか。

(全員：異議なし)

茶谷教育総務課教職員担当参事

それでは、本会議の運営につきましては、この要綱に基づいて行ってまいります。

続いて「3. 大綱の策定について」にうつります。

先に大綱、泉佐野市教育行政基本条例について担当よりご説明し、その後、本市における大綱の策定方針についてご提案させていただきます。

それでは、大綱についての説明を事務局からお願いします。

樫葉教育総務課長

資料5をご覧ください。

本資料は、文部科学省からの改正法の概要と留意事項の通知をもとに作成したものです。

大綱の策定については、改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の3に規定されおり、

第1項で市長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

第2項で市長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとする。

第3項で市長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第4項で法第1条の3第1項の規定は、市長に対し、法第21条に規定する事務（教育委員会が管理し、執行する事務）を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならないものとしたことと規定されています。

留意事項として

教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっており、市長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしています。

○大綱の定義については、

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本的な方針を定めるもので、詳細な施策について策定をすることを求めているものではない。

国の「教育振興基本計画」の内容を参酌して定めるとしていますが、地域の実情に応じて策定が可能です。

大綱が対象とする期間は、法に定めがありませんが、市長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度を想定。

法第1条の3第4項は、教育委員会が執行機関であることから、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において、管理し、執行すべきものであり、市長が有する大綱の策定権限は、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を市長に与えたものではないことを想定に規定したものの。

○大綱の記載内容については、

主たるものは、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の市長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられ、総合教育会議において、市長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くし、市長が策定するとなっています。

市長が、教育委員会と調整がついた事項を大綱に記載した事項については、市長及び教育委員会は、互いにその結果を尊重しなければならない。

調整のついていない事項の執行については、法に定められた執行権限に基づき、それぞれが判断するとなっています。

市長の権限に関わらない事項について、教育委員会が適切と判断して記載することは差し支えないものとして教科書採択の方針、教職員人事の基準等、また、全国学力・学習状況調査の結果の公表についても、市教育委員会が当該市の大綱に記載してもよいと判断した場合には、大綱に記載することもあり得ると考えられる。としています。

○地方教育振興基本計画その他の計画との関係について

教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その

中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、市長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はない。とあります。

資料6として地方教育行政の組織及び運営に関する法律の大綱にかかる条項、教育基本法の教育振興基本計画にかかる部分を抜粋してお配りしています。

茶谷教育総務課教職員担当参事

続きまして、泉佐野市教育行政基本条例についての説明を政策推進課からお願いします。

松下政策推進課長

本市は、平成25年9月に泉佐野市教育行政基本条例を制定しています。

本条例の趣旨といたしましては、教育の課題は日々複雑多様化している中、教育は、まちづくりの基礎であり、市の最重要課題であるという認識のもと、教育委員会だけでなく、市長も連携協力して課題解決に当たっていかうというものであります。

市長と教育委員会の連携等によって、教育の振興に資することを目的に、法に規定する職務権限に基づいて、適切な役割分担のもとに施策の充実に努めるものです。

第3条では、教育振興基本計画の策定としまして、教育委員会は市長と協議して、教育振興基本計画を定めることとし、市における教育の基本的な目標及び施策の大綱、市における教育の振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めることとしています。

茶谷教育総務課教職員担当参事

ただいま、それぞれの担当から大綱、教育行政基本条例について説明がありましたが、内容について、ご質問等ございますでしょうか。

ございませんか。皆様よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、本市における大綱の策定方針について、事務局から説明をお願いします。

榎葉教育総務課長

本市教育委員会では、教育行政基本条例に基づき、学校教育の充実をはじめ、生涯学習の推進や市の豊かな伝統・文化の継承など、今後めざすべき教育の基本的な方向性や重点施策等を明らかにした教育振興基本計画を市長と協議し、策定を進めているところであります。

教育行政の中心的な計画である教育振興基本計画については、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、「泉佐野市教育振興基本計画」をもって大綱に代えることとしたい。と考えています。

大綱に代えることとする方向性をご確認頂くことにより、現在教育委員会が市長と協議し、策定を進めている「教育振興基本計画」と市長が教育総合会議で協議して定める「大綱」を同じものと位置づけた上で、この後、「教育振興基本計画」の内容について、ご議論頂きたいと考えています。

茶谷教育総務課教職員担当参事

ただいま、事務局から本市の大綱に策定についての提案がありましたが、ご質問ご意見等はございますでしょうか。

ございませんか。皆様よろしいでしょうか。

事務局提案の「泉佐野市教育振興基本計画」をもって「大綱」に代える方向でよろしいでしょうか。

(全員 異議なし)

茶谷教育総務課教職員担当参事

それでは、「泉佐野市教育振興基本計画」をもって「大綱」に代える方向で皆様からご確認いただきました。

続きまして、現在策定を進めています「泉佐野市教育振興基本計画」について、学校教育課から説明をお願いします。

東学校教育課人権教育担当参事

お配りしておりますのは、本編と概要版と策定までのスケジュールとなっておりますが、時間の都合上、概要版にてご説明いたします。A3版資料の「泉佐野市教育振興基本計画 <概要版>」をご覧ください。

第1章では、本計画の趣旨といたしまして、教育基本法の全面改正、及び学校教育法・社会教育法が改正されたことにより新学習指導要領の改訂がおこなわれました。

本市では平成25年9月に泉佐野市教育行政基本条例を制定し、教育委員会は市長と協議して、教育基本法に規定する基本的な計画を定めなければならないとしました。

以上のことをふまえ、学校教育の充実を始め、今後めざすべき教育の基本的な方向性や重点施策等を明らかにした教育振興基本計画を策定することとしたものです。

計画期間は、「本市総合計画」との整合性などを総合的に考え平成27年から向こう10年間に目指すべき教育の姿やその前期計画となる5年間に取り組むべき施策をまとめ、平成36年度を目標年次とします。

第2章では、教育をめぐる現状と課題として、子どもたちの現状、学校園・家庭・地域の連携、社会教育・スポーツの状況等を上げています。

第3章では、基本理念といたしまして、「グローバル時代に向けた自己表現力の養成」を上げています。関西国際空港を擁し、賑わいと歴史ある迎都にふさわしい生き方を追及するためにも、自己をきちんと捉え、相手に説明し理解させる力が必要です。

第4章では、施策の展開として今後5年間に取り組むべき施策の具体的な内容20項目を設定いたしました。

1つずつ、簡単にご説明いたします。

(1) 学力・体力の向上を図ります

本市では全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、課題のある小学校への支援策として、「学力向

上アドバイザー」の配置を行っています。また、市域全体の学力的課題の解決に向けて、「学力支援コーディネーター」を配置し、教職員研修も含めて学校と連携しながら、学力向上への取組みを進めています。さらに、子どもたちの自学・自習力育成のため、「泉佐野まなびんぐサポート事業」として、放課後学習支援スタッフの配置を行っています。

また、体力向上に向けては、各小・中学校においては、運動の特性を生かし、できることの楽しさを味わえる授業を展開するように努め、運動が学校園だけに終わらず、家庭・地域に帰っても行われるような動機づけをし、家庭や地域との相互作用でより運動を身につけられるよう支援します。

(2) 道徳教育を充実します

社会における人間関係の希薄化、自然と触れ合う体験の不足等から、子どもたちに「命を大切に
する心」「思いやりの心」「感謝する心」等が育ちにくくなっているとの指摘がなされています。

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育成するため、様々な体験活動、文化活動、読書活動等を推進し規範意識等の醸成やモラルの高揚を図ります。

また、道徳教育推進教師の資質向上を図り、各小・中学校で道徳教育を充実するための体制作り
に努めます。

(3) 英語教育を推進します

国際化・グローバル化が進み、物事を地球規模で判断したり解決したりしなければならない時代
となりました。国際社会をたくましく豊かに生きるために、そして関西国際空港の玄関都市として、
外国の人々と臆することなく進んでコミュニケーションを図り、主体的に行動する力を育むことが
必要となります。

英語教育を推進するために、外国語指導助手（ALT）を全学校に派遣し、児童生徒の「コミュニ
ケーション力」の育成を図っています。また、小学校外国語ボランティアを活用し「小学校におけ
る外国語活動」を推進しています。

今後さらに英語の4技能（「聞くこと」・「話すこと」・「読むこと」・「書くこと」）をバラ
ンスよく身につけるため、小学校1年生から6年生までで、フォニックスを活用した新しい英語教
育を、中学校1年生から3年生で多読・多聴を導入し全小中学校実施をめざします。

(4) 日本の伝統文化を継承します

小・中学校では書写の時間において、古典作品の美しさを学び、自己表現としての作品作りや、
日常的に美しい文字を使う意識を高めています。さらにクラブ活動等を活用し茶道・華道を学習す
る予定です。

今後、国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを養うため、日本の伝統文化である書道や茶
道、華道等を学び、我が国の伝統や文化に誇りをもち、それを継承する意義や発展させる意欲を育
んでまいります。

(5) 武道指導を充実します

本市では武道必修化の告示以降、5中学校それぞれが柔道もしくは剣道を選択し、武道の授業が
行われています。武道は我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて、基本動作や基本となる技
を身に付け、相手を攻撃したり相手の技を防御したりすることによって、勝敗を競い合う楽しさや
喜びを味わうことができる運動です。

本市では専門的知識を有する地域の指導者と連携を図り、我が国固有の文化である武道の指導を

充実させていきます。礼節を重んじ身体だけでなく心の鍛錬にもウエイトが置かれます。そういった人間形成における武道の役割を正しく指導していきます。

(6) 授業時数の確保に努めます

本市の小学校13校・中学校5校すべての学校において、学校ごとの教育目標・研究主題を掲げ、子どもの「生きる力」の育成に向けた教育課程の編成や実施に関わる工夫や改善を行っています。各学校における教育課程の編成がゆとりを持った計画のもと実施されるように、平成26年度より「短縮期間（夏季休業前後）の短縮」や「創立記念日の授業実施（中学校のみ）」をおこなってきました。平成27年度より「夏季休業期間の短縮」をおこない8月25日から2学期開始となり、さらにゆとりを持った教育課程の編成が行われるように授業時数の確保を行っています。

また、小・中学校における土曜授業についても、平成28年4月より月1回実施する方向で調整していきます。

(7) 安全・安心な学校づくりに努めます

本市では、子どもたちが安全で安心して学校生活を送れるよう、ハード・ソフト両面からの整備に努めています。

具体的には、子どもたちへの登下校指導、教職員・子どもたちを対象とした防犯訓練の実施、カメラ付きインターホンの設置、安全マップの作成、小学校への受付員配置、府の事業を活用したスクールガード・リーダーの配置等に取り組み、子どもたちの安全確保及び学校の安全管理に努めています。

また、家庭や地域、関係諸機関と連携し、市内一斉パトロールの実施やこども安全対策会議の実施、不審者情報等のメール配信による地域パトロールの強化等様々な取組みを進めています。

(8) 泉佐野市の未来を創る教育事業を充実します

平成24年度に泉佐野市の独自性を活かした教育活動として「泉佐野市の未来を創る教育事業」が始まりました。そのうちの一つである、「未来を紡ぐ 子どもの絆 2012」プロジェクト事業では、未曾有の大震災に見舞われた東北地方を中学生が訪問しました。

具体的には、夏季休業中を利用して2泊3日の日程で岩手県大船渡市と釜石市を訪問しました。平成25年度は釜石市、大船渡市（応急仮設住宅の訪問を中心に聞き取り学習）、陸前高田市を訪問しました。平成26年度は本市少年消防クラブの6年生が宮城県石巻市や女川町方面を訪問し少年消防クラブ員と交流を行いました。

毎年、訪問前には事前学習を、訪問後は各校や地域及び教育フォーラムで報告会を実施しています。これまでの訪問が、本市中学生及び小学生の防災意識を変え、さらには多くの市民に広がることを期待し、この事業をさらに充実させます。

(9) 国際交流を推進します

近年の急速な社会のグローバル化に対応し、本市においても国際化、多文化共生の視点を重視した施策を展開し、「すべてのひとが輝くまちづくり」を進めています。こうした背景のもと、教育の分野においても海外派遣事業や文化交流事業を推進することにより、人と人との交流・ふれあいを創出し、国際意識の高揚に努めます。

【モンゴル国友好交流事業】

2013年7月にモンゴル国トゥブ県と泉佐野市が、双方の友好交流を互恵的かつ市民に有益な

交流として発展させるために友好交流の覚書を締結しました。次代を担う子どもたちが実際に訪問し、自らがこれからできることを考え実行し、双方の絆を深めるとともに、今後の国際理解教育（多文化共生教育）に向けた取組みを進めていきます。

初年度（2014年度）は中学生10名を3泊4日の行程で派遣し、現地の子どもたちに日本の伝統的な遊びである、凧揚げやけん玉、コマ回し、竹とんぼなどを紹介し交流を深めました。

また、遊牧民の住居を訪問し、食生活などの聞き取りをし、乳製品などを頂き、食文化も堪能しました。参加者は事後報告会として、生徒会交流会や教育フォーラム等で発表します。今後もこの事業の充実、発展に努めます。

【オーストラリアとの文化交流事業】

サンシャインコースト市と泉佐野市の文化交流を通して、子どもたちが自分たちの郷土の良さを再発見するとともに海外への見識を広げる機会にします。また、オーストラリアについて学ぶことで、外国語（英語）に親しみを持ち、海外に興味や関心を示した児童が国際社会に視野を広げるための事業とします。

この事業は2014年度から始まり、小学5年生が泉佐野市を紹介する絵画を作成し、学校での選考後、市の選考を経て20点の作品をオーストラリアへ送りました。また、相手市の作品を20点受け取り市内巡回展という形で各小学校にて展示しました。

【青少年海外研修事業】

本市では毎年市内の青少年をオーストラリア・クィーンズランド州サンシャインコーストへ派遣しています。この事業は青少年が外国の言語や文化を学ぶとともに、現地での生活体験や人々との交流を通じて、国際的視野に立ち、本市の国際化の一翼を担う人材として活躍する礎を築いていくためのものです。

平成2年の開始から、これまで合計約400名を派遣してきました。参加者からは単に英会話の上達にとどまらず、外国の風俗や習慣に気づき、国際感覚を身に付けるきっかけとなったと好評です。今後もこの事業の充実、発展に努めます。

(10) 教育施設の充実に努めます

本市の学校施設につきましては、耐震補強を行い、その安全性が確保され、また、耐震化と併せて建物内外の改修を行い、教育環境の充実に努めてきました。

今後、耐震改修工事によって確保された教育環境を維持することに努めるとともに、内部改修としてエレベータの設置、トイレの洋式化、机・イスの更新を年次的に進めて参ります。

(11) 通学区域を見直します

平成27年7月末に答申を頂き、9月の定例教育委員会議で新通学区域（案）の決定を行います。

9月議会で説明、10月以降、パブリックコメントや地域説明会等を行った後、新通学区域を決定する予定となっています。

(12) 中学校給食の開始及び学校給食を充実します

平成27年4月から中学校給食を開始しました。学力や体力をはじめとする中学生の成長の源となる食を充実させ、教育力の向上を図ります。安心・安全でおいしい給食が円滑に実施できるよう中学校給食センターや各中学校の配膳室を整備し、衛生管理の徹底に努め、栄養バランスのとれた魅力のある献立を提供します。

食育の推進とともに小学校同様、献立の工夫や中学校との連携を行い、残菜量の削減に努めます。学校給食用食材についても、地元の野菜やお米を優先的に取り入れ、地産地消率の向上をめざします。

また、食物アレルギーについては家庭・学校・給食センターとの連携を図るとともに、不規則な生活の改善にむけた食習慣の確立に努めます。

(13) 放課後児童健全育成を推進します

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）は、大木小学校を除く市内12小学校の小学校敷地内専用施設や教室等を活用し、平日の放課後や土曜日及び長期休業期間において、保護者が昼間、就労等により不在になっているのが常態である児童に対して、適切な遊び場及び生活の場を提供する事業です。

平成27年4月より民間事業所に運営を委託し、延長保育や学習支援プログラムの実施及び支援員の体制強化を図るなど事業内容を充実し、児童の健全育成に努めています。

(14) 幼児教育を充実します

現在、子どもたちを取り巻く社会環境は、めまぐるしく変化しており、子どもたちが自ら育つ力をつけて、伸ばしていくことができる環境を整備していく必要があります。

特に乳・幼児期は、意欲、態度、基本的習慣など生涯にわたって人間形成の基礎づくり重要な時期であり、就学前の教育・保育はその後の子どもたちの「生きる力」の基礎になっています。

本市では、公立保育所の老朽化と公立幼稚園のクラス減等の事情を踏まえ、全ての子育て家庭を視野に入れた幼保一体化を目指し、施設的には公立幼稚園を有効的に活用し、必要な施設増築を行って「こども園」とし、就学前の子どもが、より良い成長と発達を保障できる環境整備を行うこととします。

こども園は、就労などの理由で保育の必要な子どもが通う保育所の機能と集団による就学前の幼児教育を行う幼稚園の機能を併せ持つ施設です。

泉佐野市立こども園では、0歳から5歳までの保育を必要とする子ども（長時間児）と幼稚園を希望する4歳児及び5歳児（短時間児）が共に過ごします。また、子育て支援事業にも取り組んでいきます。園庭開放や施設開放などを実施すると共に子育て中の保護者からの相談や訪問も行っています。

(15) 生涯学習を推進します

市民一人ひとりが個性や能力を伸ばし、生きがいのある充実した生活を送るために、生涯を通して学習行動が行える「いつでも」「どこでも」「だれでも」学べるまちづくりを推進していきます。

(16) 学校教育や市民との協働による歴史的資産の活用を推進します

市内小・中学校との連携を深め、学校現場での地域学習や歴史学習の充実に努め、子どもたちが、泉佐野市の歴史や文化に対して深い関心を持つことができるよう努めます。またそのことにより、将来にわたって市民が郷土に対して深い関心を持つことができる意識の醸成につながるよう努めます。具体的には歴史館いずみさのの教育普及活動を充実し、市内小・中学校との連携を深め、各小・中学校の総合的な学習の時間及び社会科の時間に向いて授業を行うなど、積極的な事業を展開します。

また、歴史館活動協力員（ボランティア）の活用を図ることなどによって、市民との協働をより

一層進め、また、NPO団体との連携を深めて、歴史的建築物などの歴史的資産を活用しながら、地域の賑わいづくりなどにも取り組む事業を展開していきます。

(17) 図書館機能の充実に努めます

図書館では、情報提供の基本である貸出業務に力を入れ、利用者のニーズを把握し的確な資料収集・提供に努めます。

国立国会図書館、大阪府立図書館、府内の公立図書館等との相互協力体制を維持し、市民が必要とする資料を探し出し、迅速に提供する予約・リクエストサービスの充実に図ります。レファレンスサービスについては、利用者の多様な調査研究に対し適切に応えられるように、職員の資質向上に努めます。

(18) 文化財を活かしたまちづくりをめざします

泉佐野市には国宝の慈眼院多宝塔、重要文化財の奥家住宅をはじめ数多くの指定文化財があります。さらに地域との関わりの中で生まれ、受け継がれた様々な歴史資料が周辺の環境と調和しながら今も息づいています。

泉佐野市ではこのような市独自の郷土性の高い文化遺産の現状把握と追及を行うために、現在全市域を対象として文化財の総合的な把握調査を実施し、将来の歴史文化基本構想の策定を目指しています。

また、山間部にある史跡日根荘遺跡の保全と整備に向け、史跡日根荘遺跡保存整備委員会を設置し、保存管理計画を策定します。また、史跡地を含む大木の文化的景観の保護や整備も計画的に進め、周辺の景観保全を含めた遺跡の保存継承する施策を進めていきます。

このように現代の社会情勢や価値観の大きな変動を踏まえ、市民が地域への愛着と文化財の価値を再発見し、魅力あるまちづくりへ文化財を活かす様々な施策を進めていきます。

(19) 生涯スポーツの振興を図ります

テレビゲームやスマートフォンの普及により、子どもたちが屋外で遊んだり、スポーツに接する機会が減少をしており、文部科学省による体力・運動能力調査の結果では体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると低い水準となっています。

しかし、子ども達がスポーツに親しむことにより、肥満の防止など健康な成長が期待でき、活発で明るい青少年の育成に繋がると考えられることから、各施設の補修などを行ない良好なスポーツ環境の維持に努めるほか、各種競技の市民大会など活躍の機会の確保を行ないます。

また、市民のスポーツ大会での活躍を広報するとともに、泉佐野市出身のトップアスリートへの応援を行い、その活躍状況を広報するなど、市民のスポーツへの関心を高めるとともに意欲向上を図るなど積極的にスポーツの振興を図ります。

(20) 青少年の健全育成に努めます

こども会や青年団活動など、地域における世代を越えた結びつきが生まれる活動を支援することにより、「地域の子どもは地域で育てる」環境づくりを推進し、青少年健全育成活動の支援を行います。また、多様な青少年活動に対応できる人材の育成のため、ジュニアリーダークラスなどの青少年リーダークラスの養成、指導者及び育成者への研修の充実に努めます。

なお、青少年健全育成施設としての青少年センターは各種事業を通じて、青少年の居場所づくりに努め、稲倉青少年野外活動センターはさらなる利用の促進を図ります。

以上20点でございます。

また、施策の展開として指標と目標を表にしております。

ご覧置き下さい。

最後に 第5章で、計画の進行管理ですが、それぞれの施策ごとに目標を設定し、RPDCA サイクルによりまして、本計画の効果的かつ着実な推進と進捗管理を図ることとしております。

次に策定に向けてのスケジュールをご説明いたします。

本日の総合教育会議で素案を提示させて頂きました。その後、8月4日の定例教育委員会議で検討していただき、9月11日の定例教育委員会議で素案の決定を行う予定となっております。素案をもとに9月17日の部長会、9月議会の全員協議会で報告を行い、その後3週間のパブリックコメントを実施します。10月には、パブリックコメントから寄せられたご意見をもとに、再度、教育振興基本計画策定の会議を開き、内容を再度検討した後、11月5日の定例教育委員会議で教育振興基本計画を最終的に決定します。報告については、11月19日の部長会、12月議会の全員協議会で行うという流れで進めていく予定となっております。

なお、本日お配りしました資料等につきまして、今後の会議等により多少の変更がございますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

茶谷教育総務課教職員担当参事

ただいま、学校教育課から説明があり、今後5年間に取り組むべき施策の具体的な内容20項目についても個々に説明がありましたが、「教育振興基本計画」について、ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

千代松市長

泉佐野市の教育振興基本計画を策定していく中で、20の重点的な項目、施策の展開について設定して頂いていますが、学力、体力の向上につきましては、皆さんもご存じのとおり、全国学力学習状況調査の結果で、平均正答率でいいますと全国平均で大阪府は全国47都道府県の中でも、低い位置にあり、泉佐野市は大阪府内の平均より下回っているという結果がでており、言い換えれば、全国でも非常に学力に関しては、大きな課題がある地域であるということを認識して頂いた上で、学力の向上については、しっかりと課題を克服していくような方策をきちんと進めていかなければならないのではと考えています。その中で平成31年度の目標値を全国平均としていますが、これを1年、2年、3年と前倒しすることは、全く問題のないことではございますので、出来る限りそういう形で学力の向上に関しては教育委員の皆さんにも、注視といいますか、今までもして頂いていたとは思いますが、今まで以上に、いろいろな面からご意見等を賜ってまいりたいと思っています。もちろん体力に関しても、大阪府下の平均よりも低いという状況があり、結果を見させてもらったら、ソフトボール投げなどは小学校はソフトボールが盛んですので、いい数字が出ていたような記憶がありますが、それ以外の部分や、中学校では全国平均よりガタンと落ちているようなところもありますので、そういう部分は、確かな学力と体力ということで施策の具体的な内容の中でも、一番上に掲げさせて頂いています。

2番目の道徳教育の充実については、平成30年度から小学校で、平成31年度から中学校で「特

別の教科、道徳」というような形になっていくわけですが、その中で今、懸念されていることは、泉佐野市の学校現場においても若い教員が増えているという状況もありますし、大学など教員の課程を取得してくる中において、なかなか道徳という部分が、他の科目よりも重きが置かれていなかった現状があるのではないかとされています。そのような状況で今後道徳が特別な教科となった場合、果たして教員の方々が、文科省が理想とするような道徳教育を、実践することができるのかというような懸念も抱かれているというようところが、本市でも、全国的にも多くあるわけであります。そういう面では平成30年度、31年度からの実施ということではありますが、それに向けて教員に対して、道徳を子どもたちに教える能力というもの、資質を向上させていく取り組みを平成28年度、29年度から始めていかなければならないのではと考えています。教育委員会がどのようにお考えかは、わかりませんが、私としては、しっかりと早い段階で取り組んでいかなければならないと思っています。

「私たちの道徳」を読ませて頂くと、歴史的な人物やスポーツで活躍するヒーローも登場しますし、複雑多様化する社会の中で、子どもたちがしっかりと周りの人たちと仲良く生きていける術というのをきっちりと意識されているところが多くありました。こういうことをしっかりと身につけることによって、生きる力を育んでもらえるんじゃないのかなと思います。ただ、それを教える教員の方々が、道徳という部分をどのように教わってきたかというところでは、懸念されている部分があるという現状もお知りおきいただきたいと思っています。

中藤教育長

学力、体力の現状につきましては市長からもお話し頂いたように、非常に課題があります。しかしながら、財政状況が非常に厳しい中ではありましたが、教育施設の充実として耐震化も終わり、普通教室への空調設備の設置も行いました。また、まなびんぐサポート事業は全校で実施していますし、課題のある学校に、学力向上アドバイザーを配置しています。色々な面で子どもたちの教育環境は他市に比べても非常に充実しており、教職員も指導の研究など頑張ってくれていると思います。しかしながら結果にはなかなか繋がっていないのが現状であり、点数をあげることだけが教育ではありませんが、やはり子どもたちのためには大事なことです。今年度の学力学習調査の結果は8月末に届きますが、その結果も見ながら、どのようなことができるのかというあたりは、しっかりと教育委員会としても議論をして、抜本的な対策を講じていきたいと思っています。

道徳に関しましては、教科化のことは教育振興計画にはまだ組み込まれていないので、そのあたりも含めて少し内容も書き直したいと思っています。教職員の指導力については、今後教科化になれば、大学で道徳の単位の取得など、大学側も実施されるのではと思いますが、以前に比べますと道徳の時間はしっかりと指導しているように思いますし、先生方の研修も行っています。まだまだ不十分なところもあると思いますので、さらに充実をさせていかなければならないと考えています。

千代松市長

今年4月から中学校給食がスタートして、教育委員の皆さんも中学校給食を試食されたことがあると思いますが、私も試食をさせて頂いたときに聞いたのですが、非常に残菜率が高いと聞きました。学校現場の先生方も始まったばかりで大変だと思いますし、子どもたちもスタートしたばかりで色々

と戸惑いもあるかもしれませんが、驚くほど残菜率が高いようで、目標数値を10%にしていくこともいいと思いますが、しっかり残さずに食べるということも指導して頂きたいと思っていますし、やっていかないと駄目だと私は思います。

山下委員

特に牛乳がよく残っているらしいですね。

千代松市長

牛乳が100本近く残っている中学校があるということを知ってびっくりしたのですよね。

南委員

小学校ではあまり残さないようにという指導が行われ、子どもたちもそのあたりはわかっていると思うのですが、中学校になると残してしまうというのはなぜでしょうね。

千代松市長

4月に始まったばかりで、今はそこまで指導ができてないかもしれないですけど、少し落ち着いてきたら、そのあたりの指導が必要ではないのかと思います。

中藤教育長

学年によっても違うと聞いているので、逆にいうと指導すれば残菜率が下がるといいますので、指導を行っていきたいと思います。

山下委員

学力の向上という面で、今年度からの夏休みの短縮や来年度からの月1回の土曜日授業の実施を提案されていると思いますが、31年度までの5年間の目標を定める中で、土曜事業の実施について29、30、31年度はどのようにお考えなのですか。5年間は同じように月1回の実施ということですか。

中藤教育長

土曜授業を月2回や3回に増やすことは、考えていません。実施には、教職員の代休のこともなどもあり、それ以上増やすと、代休などの保障が難しくなるので目標年度あたりまでは、月1回の実施と考えています。

千代松市長

授業時数の確保については学力の向上という面もありますが、学力の向上という面では小人数のクラスを実施していくという方向性を示させて頂きました。28年度と29年度からの実施でしたかね。

中藤教育長

はい。小学校において、来年度から小学校4年生まで、29年度からは6年生まで35人学級を実施していく方向で少人数学級の実施を考えて頂いています。授業時数の確保も含めて、これらのことを実施する中で学力向上、体力向上を目指していきたいと思っています。

北浦委員

土曜授業は月1回の実施ということですが、様子をみながら、良いようであれば必然的に何らかの方策を考えて増やしていく方向も考えられるのですか。

中藤教育長

国として、土曜日を隔週や全部、昔みたいに授業を行うということになるのであれば別ですが、市独自に実施するには、当面は月1回が限度かなと思っています。

中村委員

台風も近づいてきていて、日頃から気になっていたことなのですが、暴風警報や大雨警報が発令された場合の臨時休業や一斉下校等の措置は市町村によっても違うのですね。

中藤教育長

以前は暴風警報が発令されないと大雨では臨時休業にはなりませんでしたが、今は暴風でも大雨でも警報が発令されると安全面から休業となっています。全国的にどうかまでは、把握していませんが、泉南地域でも取り扱いが違うようです。

畑谷委員

授業時数の確保という面で、警報などが発令して臨時休業になった場合、その代わりに夏休みなどに一日登校しなければならないようなこともおこるのですか。

中藤教育長

インフルエンザなどで学級閉鎖や学校閉鎖になった場合、長期休業期間に補てんする場合はあると思いますが、警報発令の場合は全市的に休業になりますし、ある程度の授業時数に余裕があるのでそのようなことは無いと思います。

茶谷教育総務課教職員担当参事

年間の授業時数は決まっていますので、もし臨時休業などによって時数が下まわるということになった場合には、子どもの学習権の保障もありますので、必ずどこかで補てんをすることになります。ただ実際には平日の授業を1時間増やしたり、朝学を行ってその時間内に教育課程を進めるなどといった形で授業補てんをしている場合もあります。小学校、中学校ともある程度余裕を持って組まれており、その中の1日とかであればそういう形で確保できますが、インフルエンザなどで何日も休業が続くと長期休業中での補てんが必要になる場合はあると思います。

千代松市長

安心安全な学校づくりのところで、通学路への防犯カメラの設置については記載しないのですか。

中藤教育長

昨年度から策定を進めていましたので、今年度予算措置がされた部分であり、記載が漏れていますね。小学校区に1台通学路に防犯カメラを設置していきますので、その項目で記載します。

山下委員

8の泉佐野市の未来を創る教育事業の東北被災地訪問について、目標値で平成31年まで続けるという計画になっていますが、今後東北地域の復興がどれくらい進むか分からない中で、市長と教育委員会が作成する計画の指標として5年間継続することを目標とすることはどうかと思います。

千代松市長

これは一つの指標であって、泉佐野市の未来を創る教育事業は、これだけでなく、どんな特色ある学校づくりを行っていくかということで特色ある取り組みにも予算措置を行っていますよね。

中藤教育長

はい。この事業は、学校の独自の取り組みに対して予算の支援を行っているもので、平成24年度から教育委員会としても特色のある取り組みをということで新たに500万円ぐらいの予算措置して頂きました。その中で色々考えた結果、東北の被災地訪問を実施したもので、一応継続する方向で記載していますが、山下委員のおっしゃるように復興が進んでいけば、また議論して別の事業に変えても良いと思います。

山下委員

変える変えないは別に構いませんが、5年後まで行きますというような計画は相手に対しても失礼じゃないかと思います。

千代松市長

この事業はこれだけではないので、指標として他に相応しいものがあるのであれば、考えて頂いたら良いと思います。

中藤教育長

指標や目標値についても一度検討したいと思います。

中村委員

4の日本の伝統文化の継承というところで、具体的には茶道と華道という記載がありますが、着物や音楽で言えば尺八や三味線など、他にも日本の伝統文化がありますが、それ以外の分野はあまり取り扱わないのですか。

千代松市長

そういう訳ではないです。書道やそろばんに取り組んでいる学校もありますし、指標として示す中で、代表的な指標をつけやすい部分が記載されているということですよね。

中村委員

着物の着付けや四季折々に浴衣を着たり、お正月に着物を着るなど、そういった日本の良い伝統文化が薄れていっているように感じています。

千代松市長

武道も我が国固有の文化ですし、日本の伝統文化もしっかりと継承して頂きたいと思っています。

学力・体力の向上というのは、これが全国平均を上回っている状況であれば、ここまで口を酸っぱくして言うようなこともなく、もちろん頑張ってもらいたいということでもありますが、泉佐野市全体として統一の特色ある泉佐野市の教育を打ち出せないかと考えています。閑空に一番近いから閑空に関連した泉佐野市ならではの教育というような感じのもので、例えば英語教育の推進や国際教育などもあると思いますし、何かそういう独自の部分をもっと出していければ良いのではと思っています。

中村委員

外国語を使えるようになって、日本語で日本の文化を語るができないと交流はできないように思います。例えば着物に興味のある外国人に対して、着物はどうやって着るのか四角形の布を縫ってできているとか、そういう説明ができるといった日本の文化や伝統を深く理解すること、英語などの外国語を上手に話すこと、その両方が必要だと思います。英語が上手に話せるようになるステップと同時進行でも構わないので、何か、武道でもいいですし、茶道でもいいですし、何か自分の持っているもの、好きなものを勉強し表現できるようになれば良いなと思います。

中藤教育長

‘泉佐野市の教育と言えばこれだ’というようなものをということですね。

千代松市長

計画にありますようにやっていくことが数多くある中ではありますが、これから総合教育会議で教育委員の皆さんと意見交換をさせて頂きながらそういったものを考えていきたいと思っています。

山下委員

私も前からそのようなことは考えていたのですが、やりたいことが多すぎて、これというのがなかなか見つかりません。国際交流もそうだし、日本人としての心を育むというのもそうだし、それをしながらあれもこれも、なかなかこれという一本が決めにくいのですよね。また皆さんで相談して決めていければと思います。

千代松市長

そうですね。やりたいこともあるし、やらなければこともあります。学力向上などの課題はやらなければならないことですから。それらをきちんとやっていただいた上で、泉佐野市独自の何かを考えていきたいと思えます。

茶谷教育総務課教職員担当参事

有難うございました。ご意見をたくさん頂きましたが、本日は第1回目の会議ということですので、今後も回を重ね、意見を出し合う中で泉佐野市の教育を良いものにしていきたいと考えています。

ほかに、何かございませんか。

皆様よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、「4. その他」にうつります。

今日の全体会議を通して何かご意見はありませんでしょうか。

千代松市長

総合教育会議は年に何回ぐらい開催するのですか。

檜葉教育総務課長

今年度につきましては、あと1回、11月下旬あたりで考えています。ただし、緊急事態あれば当然、開催させて頂きませんが、そのようなことが無ければ11月に。といいますのは教育基本振興計画が11月を策定の目途にしていますので、本日の会議で教育振興基本計画をもって大綱に代える方向でご承認頂きましたので、大綱の策定のご確認を頂くということで開催させて頂く予定です。

中藤教育長

次年度からは、緊急なことがない限りは、目安としては学期に1回ぐらいの開催ですかね。

千代松市長

通学区域の見直しの件では、教育委員会にも色々なご意見が届いていると聞いていますが、今年の秋に見直し案を決定して手続きを進めていくのですね。

中藤教育長

はい。審議会の答申が7月中にできれば8月の定例教育委員会議会でその説明をして、9月の定例教育委員会議会で見直し案を決定したいと考えています。その後、議会に説明したり、パブリックコメントを求めるなどの手続きを経て、新通学区域を決定していく予定です。

千代松市長

要望書は私の名前でも頂いていますが、調整区域的な措置を設けて欲しいという意見を主に、各地域から要望が寄せられていますね。

中藤教育長

そういうことも含めて最終判断したいと思っています。

千代松市長

現在、学校によって、大規模校と小規模校ということで、かなり差がでてきており、そのための見直しの検討を行って頂いていますが、通学区の見直しというのは地域の方の思いや色々なご意見があると思いますが、よろしくお願ひします。

山下委員

11月2日に開催予定の定例教育委員会議で教育振興計画の決定を行ってから、もう一度総合教育会議で協議させて頂く形になるのですか。

桜葉教育総務課長

教育振興計画イコール大綱です、ご意見を頂いて最終決定を行うということで。

中藤教育長

それでは、教育振興基本計画の決定前に総合教育会議を開催し、協議及び確認を行う必要がありますね。

桜葉教育総務課長

はい。先ほど11月下旬と申し上げましたが、11月2日予定の定例教育委員会議までに先に総合教育会議を開催して大綱の協議及び決定をして頂き、続いて教育委員会議において教育振興計画を決定するという形で進めてまいりますので、よろしくお願ひ致します。

千代松市長

泉佐野市が行う予定の秋のタウンミーティングでは、おそらく通学区域の見直しに対するご意見が多くあると思われますので、教育委員の皆さんにも是非とも出席して頂けたらと思っていますので、よろしくお願ひします。

茶谷教育総務課教職員担当参事

その他ございませんでしょうか。

それでは、これもちまして本日の会議は終了いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。

(午後15時30分閉会)

上記のとおり、本市総合教育会議の顛末に相違ないことを記すため、ここに署名する。

平成27年 月 日

市長

教育長